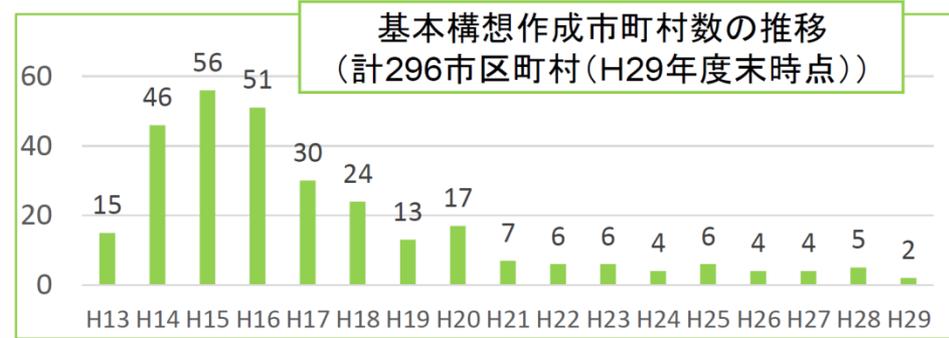


バリアフリー法改正の概要と 大阪府のバリアフリー基本構想の現状

バリアフリー法改正の概要（マスタープラン制度、基本構想制度）

現状と課題

- 市町村による具体の事業に関する計画である基本構想の作成は、現在伸び悩み、作成済の市町村の数は2割程度（296/1741市区町村）
- 基本構想の作成が進まない主な要因
 - ・具体の事業に関する調整が難航
 - ・作成のための予算がない



対応方針

- 市町村(特別区を含む)がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設

【マスタープラン制度】←マスタープラン作成を国の予算により支援

- ・バリアフリーの方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区の設定
- ・地区内における事業者からの施設設置に係る届出による事業に関する調整の容易化

↓ 具体事業の調整に入れる場合

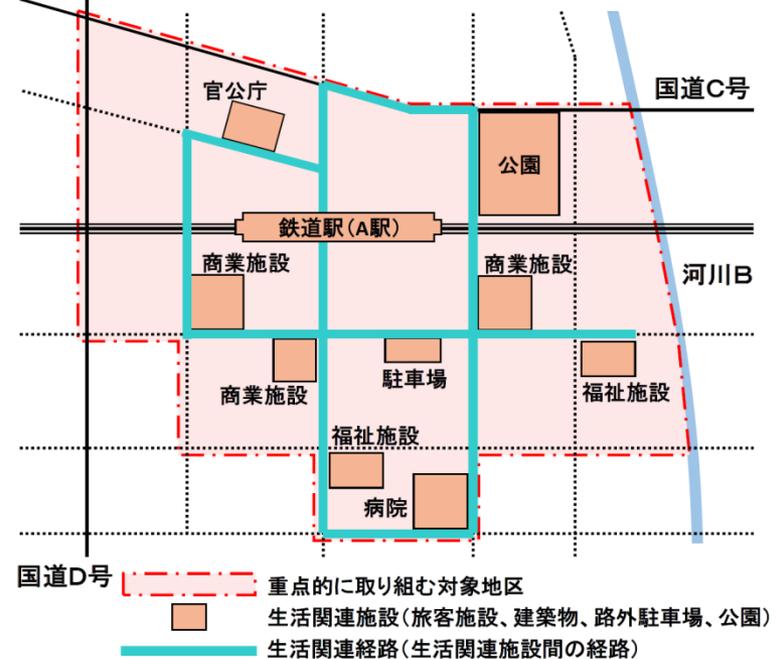
【基本構想制度】

- ・事業を実施する地区の設定 ・事業内容の特定
- ↓
- ・地区内事業者等による事業実施

- 併せて、マスタープラン及び基本構想について、下記を新たに規定

- ・都道府県による市町村のサポート(ノウハウの提供等)
- ・作成の努力義務化
- ・定期評価・見直しの実施
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【マスタープランにおいて定めるべき内容】



バリアフリー法改正の主要項目の条文

➤ 都道府県による市町村のサポート

【法第24条の2 第9項 基本構想は準用】

都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

➤ 定期評価・見直しの実施

（移動等円滑化促進方針の評価等）【第24条の3】

市町村は、おおむね五年ごとに、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

（基本構想の評価等）【第25条の2】

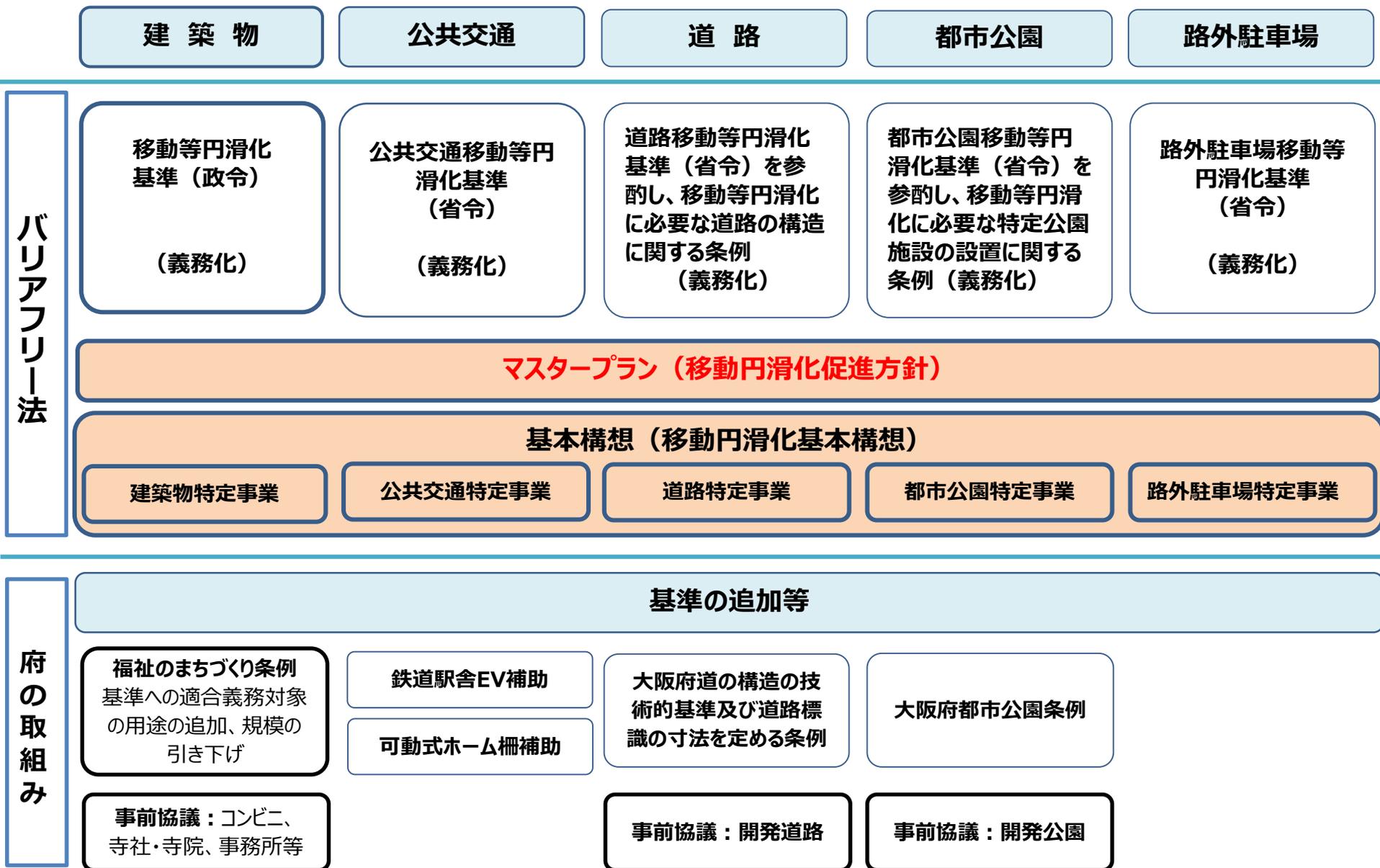
市町村は、おおむね五年ごとに、重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

➤ バリアフリーアップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）【第24条の8 基本構想は準用】

市町村が行う移動等円滑化に関する情報収集、整理及び提供に関する事項が定められ、市町村の求めがあったときは、高齢者、障害者等が利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

バリアフリー法の体系



大阪府における基本構想策定促進の取組み

➤ 大阪府鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助制度（H13年度～）

- 補助内容： エレベーター設置費
- 補助率　： 整備費の1/6以内
※ 国1/3　鉄道事業者等1/3　府1/6　市町村1/6
- 補助額1,300万円/基（1駅あたり2基まで　計2,600万円を上限）
- 補助要件：法に基づくバリアフリー基本構想の策定を条件
- 府補助実績（H13～29年度）：68駅　135基

大阪府のバリアフリー基本構想策定状況

➤ **基本構想策定市町村数：33市町 作成率：76.7%（全国:17.0%）**

基本構想策定地区数：134地区

➤ **基本構想のある鉄道駅数 202駅（内 府EV補助関連68駅）**

※ 全駅数に対する策定率 202/514（39.3%）

3千人以上/日駅数に対する策定率 201/433（46.4%）

➤ **基本構想未策定市町村 10市町村**

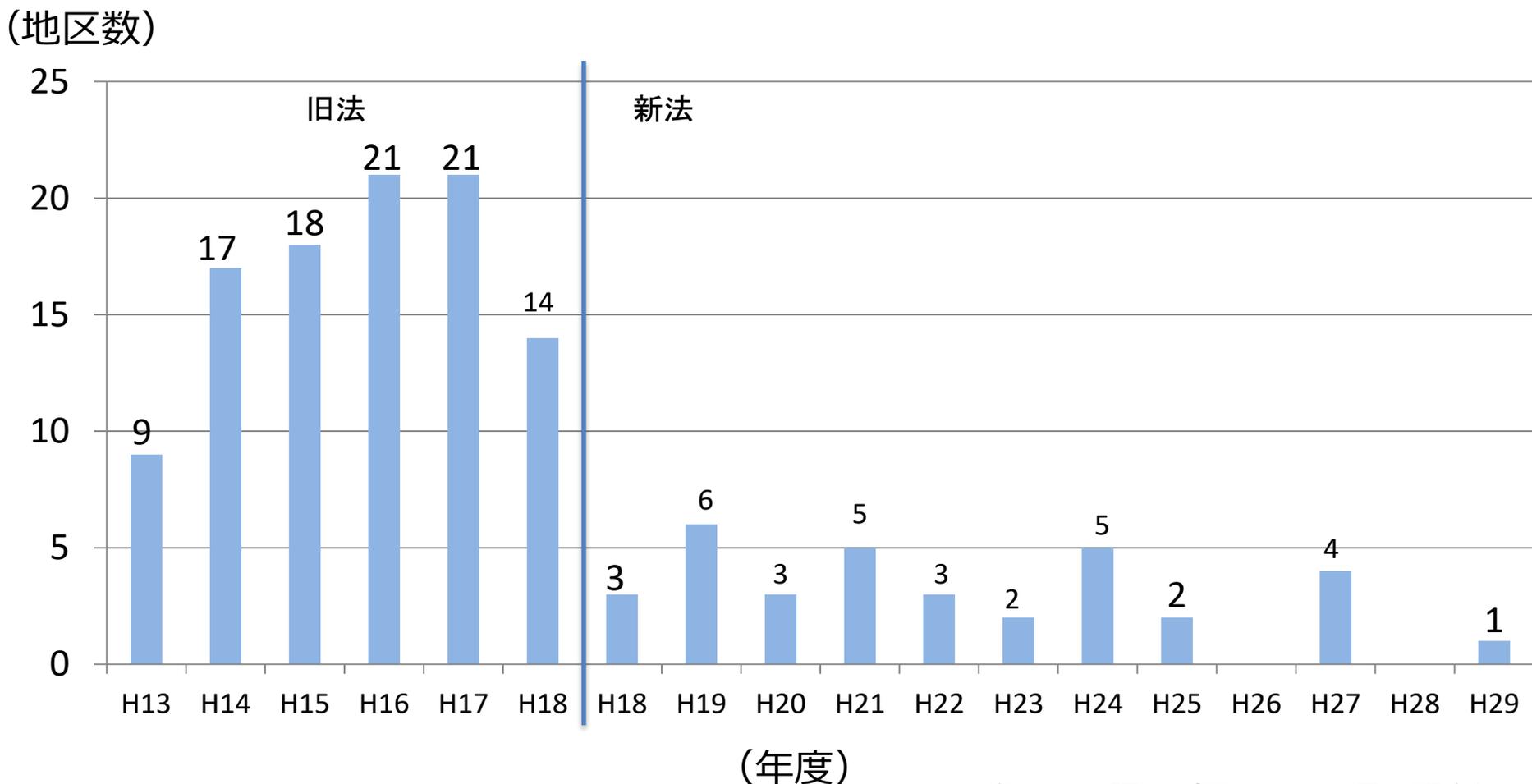
駅あり：泉大津市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

駅なし：能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村

※ 泉大津市は法に基づかない構想を平成8年度に策定

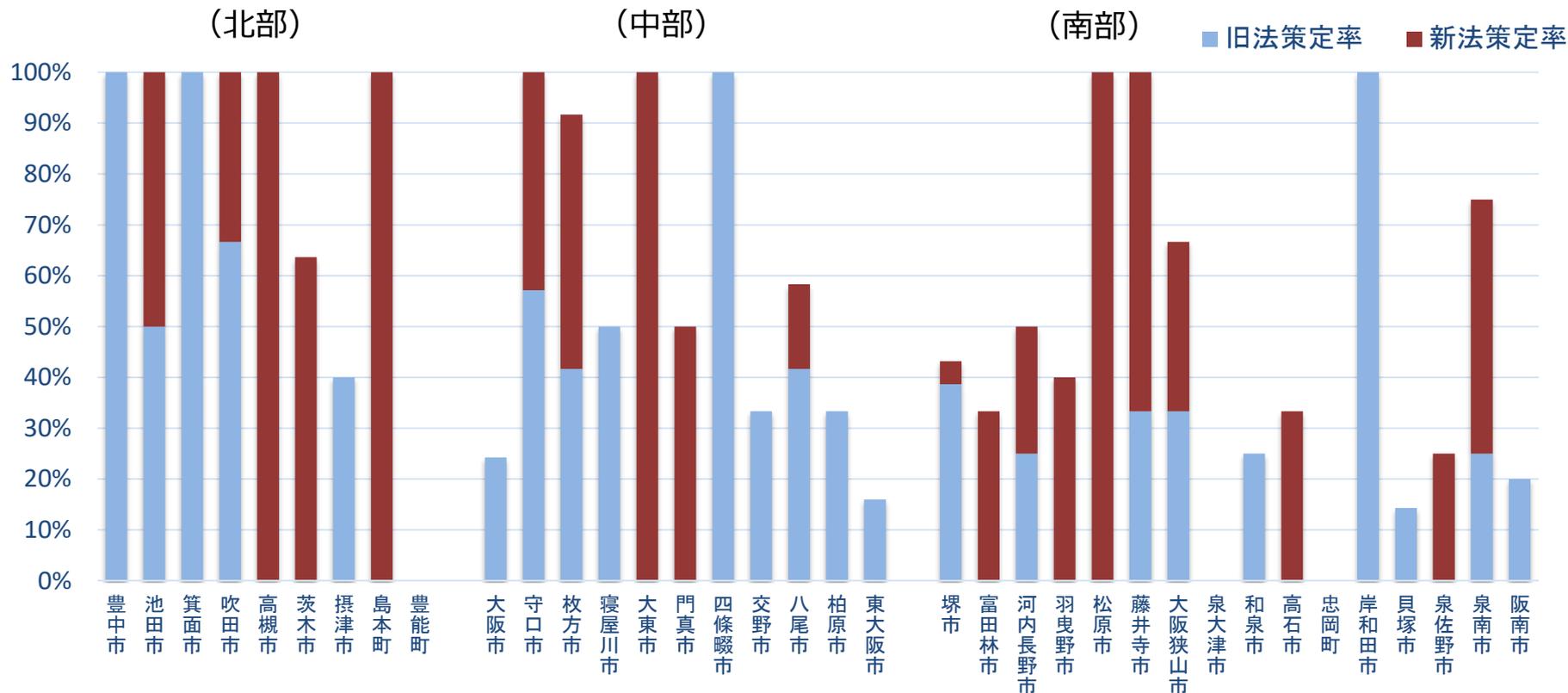
バリアフリー基本構想 策定状況

- 旧法（交通バリアフリー法）に基づき策定された地区が100地区。
そのうち新法に見直したものは11地区にとどまる（現在は89地区 全体の66.4%）
- 新法による新たな基本構想の作成は、数件／年、若しくは該当のない年も見られる。



市町村別 バリアフリー基本構想策定率

- ▶ 北部地域は策定率が高いが、中部・南部地域は策定率は低い。
- ▶ 構想策定駅の割合が100%の市でも、旧法から新法に見直しをしていない市がある。

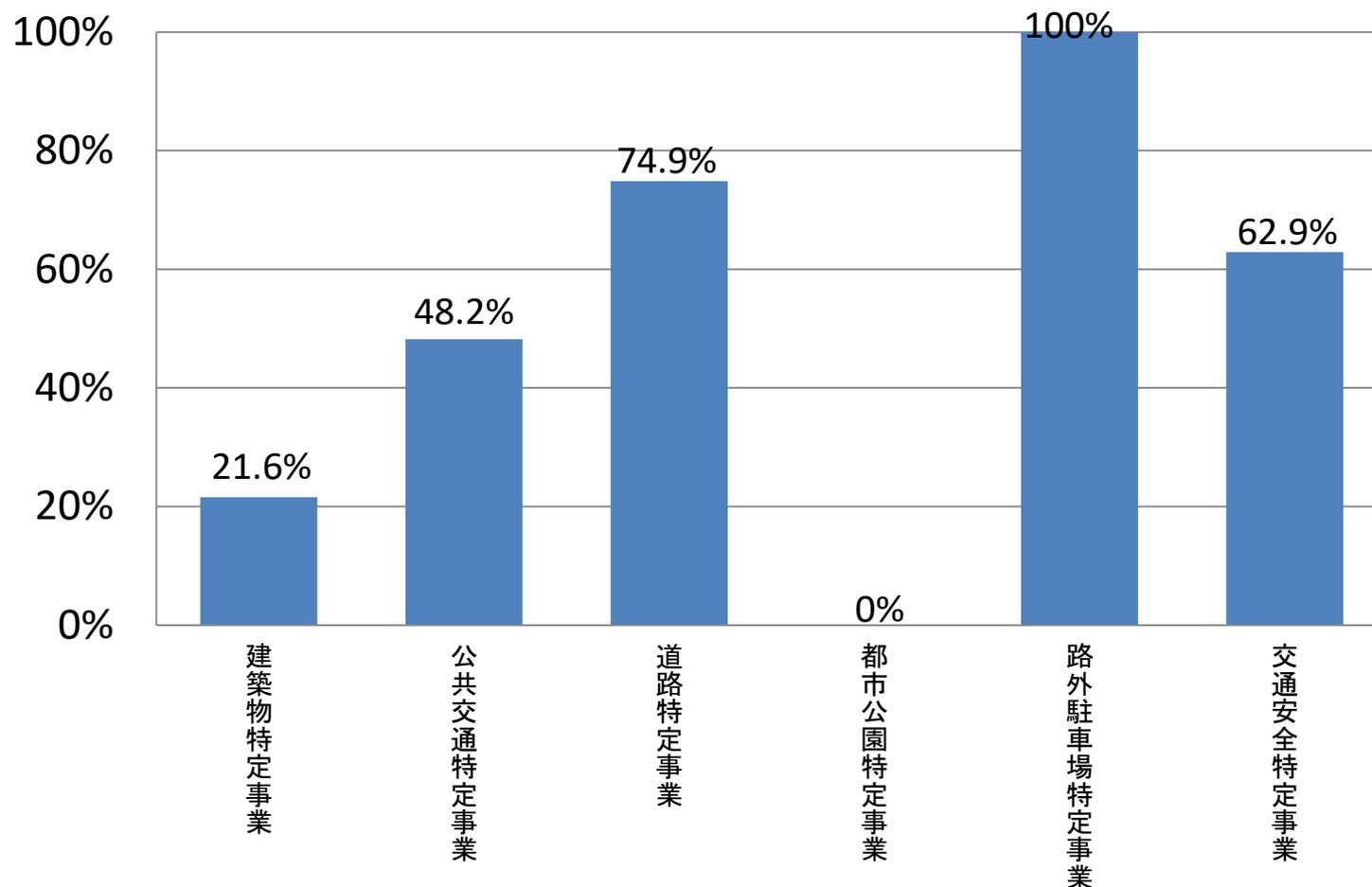


新地区数	0	1	0	4	4	3	0	2	0	0	0	2	5	0	3	2	0	0	2	0	0	2	1	2	2	3	1	1	0	0	0	0	2	2	0		
旧地区数	9	1	2	6	0	0	2	0	0	25	2	3	2	0	0	1	1	5	2	4	14	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	3	1	0	1	1

- ※ 率は (バリアフリー基本構想策定駅) / (全駅数)
- ※ 鉄道駅のない能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村は除く。

特定事業別の完了率（旧法）

➤ 旧法（国基本方針目標：H22）では、路外駐車場特定事業以外は完了していない。



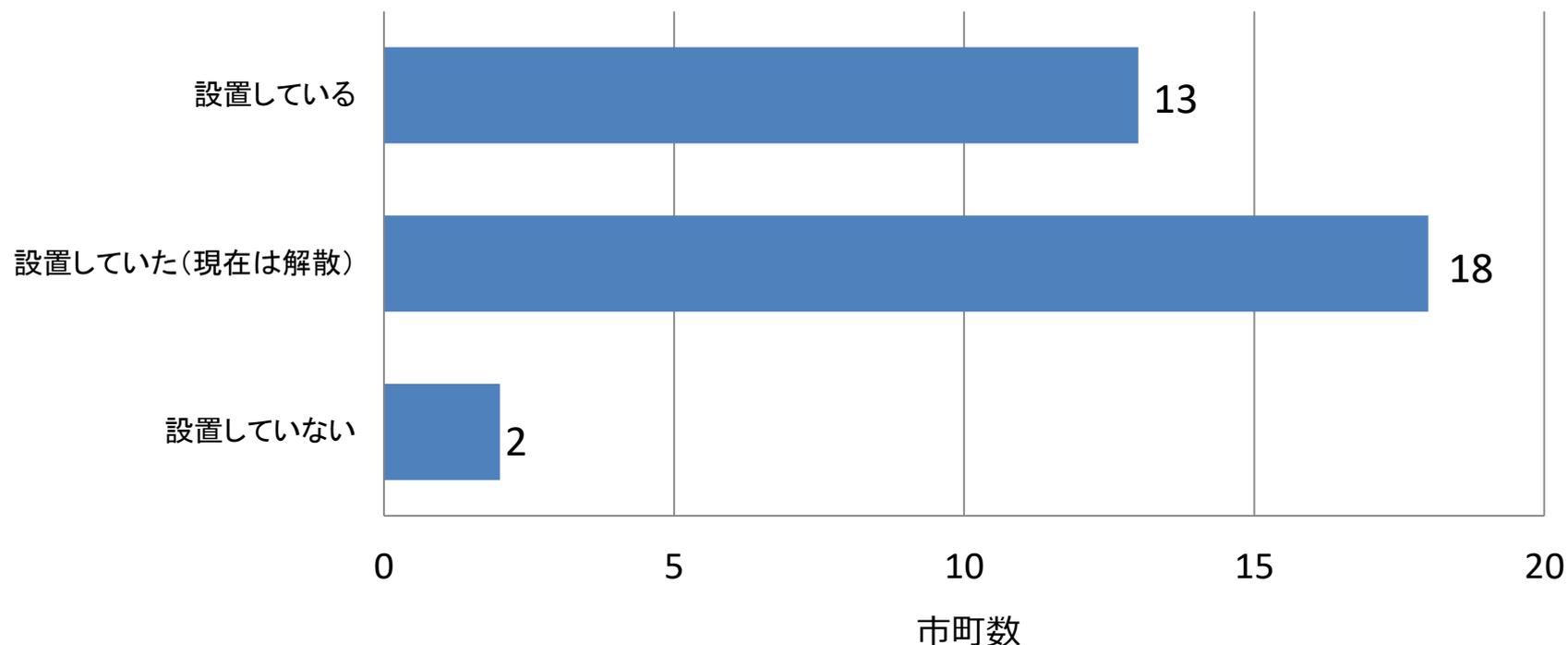
※事業完了率：（各事業完了地区数） / （地区数）

資料：国土交通省調査（平成29年3月現在）

協議会の設置状況

- 基本構想を策定した33市町のうち、現在も協議会を設置しているのは12市 1町
その内、継続して協議会を開催しているのは9市 1町、全体の約3割。
- 旧法から新法へ見直した11地区のうち、継続して協議会を開催しているのは8市
(約73%) であり、継続協議会があるところは見直しが進んでいる。

市町村の協議会設置状況



資料：国土交通省調査（平成29年3月現在）

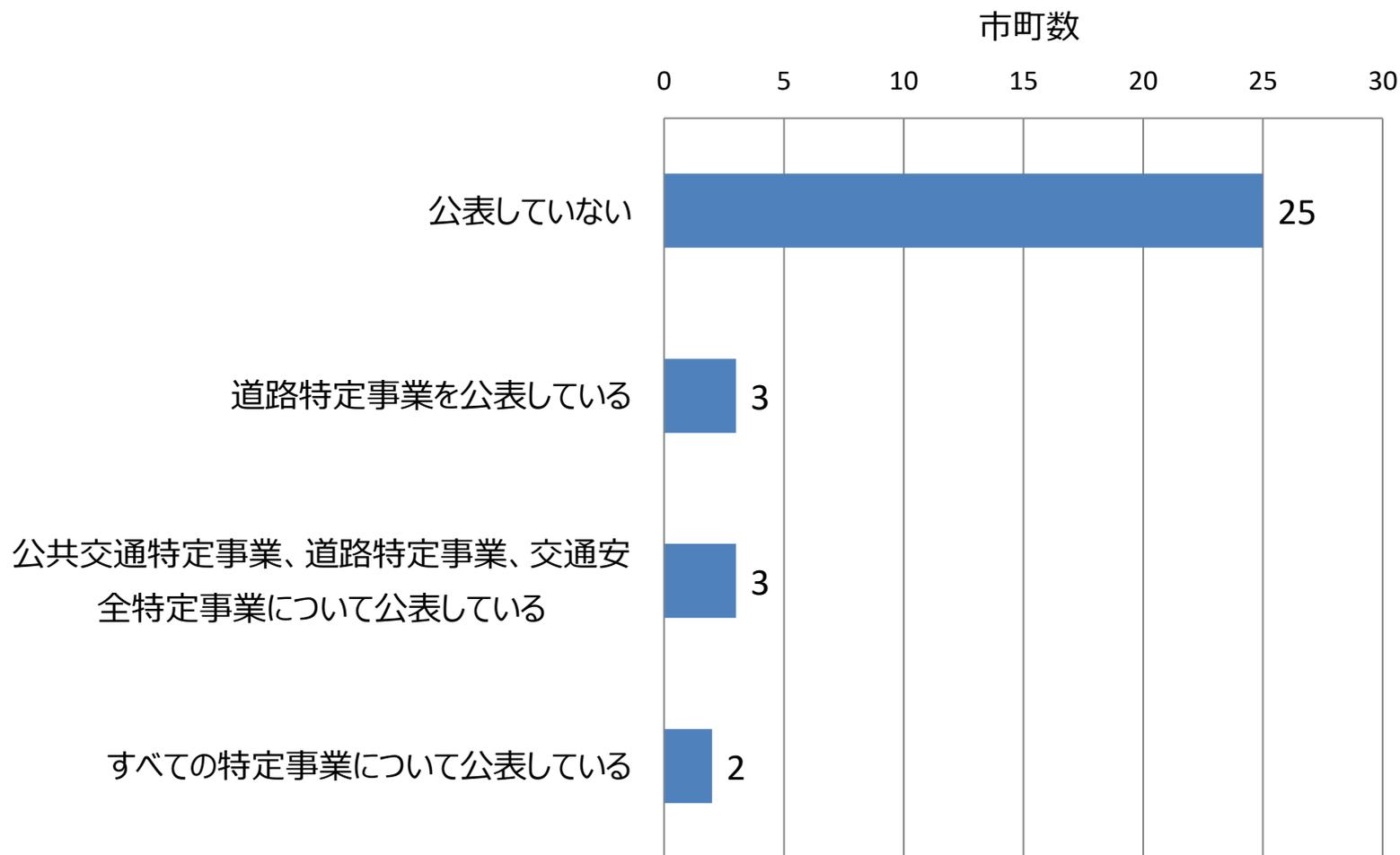
バリアフリーマップの策定状況

- 構想策定している33市町中、バリアフリーマップを公表しているのは5市（約15%）にとどまる。

	マップの名称	概要
高槻市	高槻駅周辺 おでかけMAP	バリアフリー経路の情報 バリアフリー対応の飲食店等の紹介
豊中市	駅周辺の交通 バリアフリーマップ	バリアフリー経路の情報 交差点の写真と音響信号の方向の情報など
箕面市	箕面 バリアフリーガイド	車いす対応のコミュニティバスの案内 バリアフリー対応の飲食店等の紹介
大東市	バリアフリーマップ	生活関連施設のバリアフリー情報 (段差の有無、エレベーター、トイレなど)
東大阪市	ひがしおおさか え～まちなっぴ	バリアフリー経路の情報 公共施設等のバリアフリー情報など

特定事業の進捗状況の公開状況

➤ 特定事業の進捗状況を公表していない市町は、全体の75.8%



資料：国土交通省調査（平成29年3月現在）

心のバリアフリーの取り組み状況

➤ 心のバリアフリーを構想に位置づけている市町は29市町（約88%）。

心のバリアフリーに関する取り組みメニューの事例

【研修の充実】

- ・ 職員研修

【広報、啓発等の実施】

- ・ 広報、啓発冊子による人権意識の高揚
- ・ バリアフリー情報の提供
- ・ 道徳、特別活動等における福祉・障がい者理解等の教育活動事業

【その他】

- ・ 講演会や講座開設による学習機会の充実
- ・ バリアフリーに関する講座への講師の派遣
- ・ 駅前放置自転車への取り組み
- ・ 案内情報サインの設置・見直し

大阪府における市町村バリアフリー基本構想にかかる課題

- 全国レベルに比べると大阪府の基本構想の策定率は高いものの、今だ、10市町村が未策定である。
- 基本構想のある駅は4割程度で、3千人以上／日駅に対する割合も5割未満に留まっている。
- 新法施行以降、新たな基本構想の策定が進んでいない。
- 旧法の基本構想の見直しは100地区中11地区に留まり、見直しが行われていない。
 - ・ 基本構想の計画期間が過ぎても完了していない特定事業が多く、進捗管理が十分とは言えない。
 - ・ 旧法のままでは、
 - ①新たに建築物が建築されても、建築物に至る経路が道路特定事業に設定されず、バリアフリー化が進まない。
 - ②駅から徒歩圏外（バス交通）の地域の施設が生活関連施設の対象となっておらず、その周辺のバリアフリー化が進まない。
 - ③駅等の旅客施設を含まない地域を含むことができず、旅客施設のない地区でのバリアフリー化進まない。
- 基本構想を策定している33市町のうち、協議会を継続して開催しているのは10市町のみで、当事者の意見を聞く場がなく見直しも進んでいない。
- 7割以上の市町が基本構想における特定事業の進捗を公表していない。

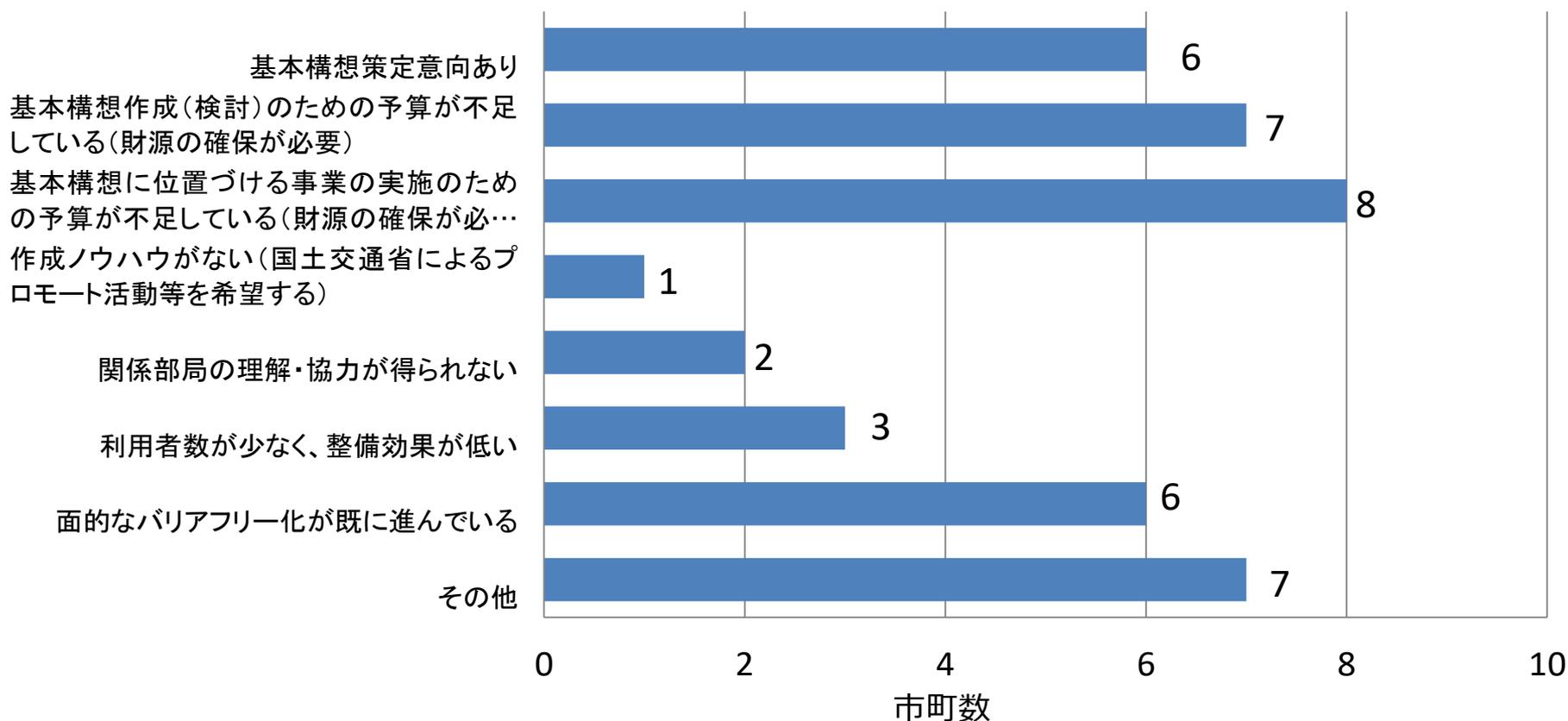
基本構想等の作成において、府が広域的な見地からどのような役割を果たしていくべきか。

- ① 未作成の地区における作成
- ② 新法対応や、長期間、見直し行なわれていない基本構想の見直し
- ③ 基本構想における特定事業等の進捗管理

【参考 1】 市町村のバリアフリー基本構想策定等の意向

- 6市町で基本構想策定意向がある。
- 追加策定が困難な理由は、「事業実施の予算が不足している」が一番多く、次いで「作成の予算が不足している」、「面的なバリアフリーが既に進んでいる」の順が多い。

基本構想の追加策定が課題があり困難な理由
(追加策定予定なし33市町が対象)



資料：国土交通省調査（平成29年3月現在）

基本構想等策定予定の市へのヒアリング内容

【池田市】（マスタープラン作成又は基本構想見直し予定）旧法1地区、新法1地区

- 基本構想の作成してから10年以上経過しており、市としても見直しの必要性を感じており、マスタープランの作成か基本構想の見直しか市として検討中。
- マスタープランのメリットをわかりやすくしてほしい。

【岸和田市】（基本構想見直し予定）旧法3地区

- 基本構想の作成してから10年以上経過しており、市としても見直しの必要性を感じており、見直しを検討中。
- 作成時に3地区で3年要したため、見直しも同様の期間が必要。
- 道路は、だんじりの関係で段差があると苦情があるためオールフラットで、中央分離体も設置していない。

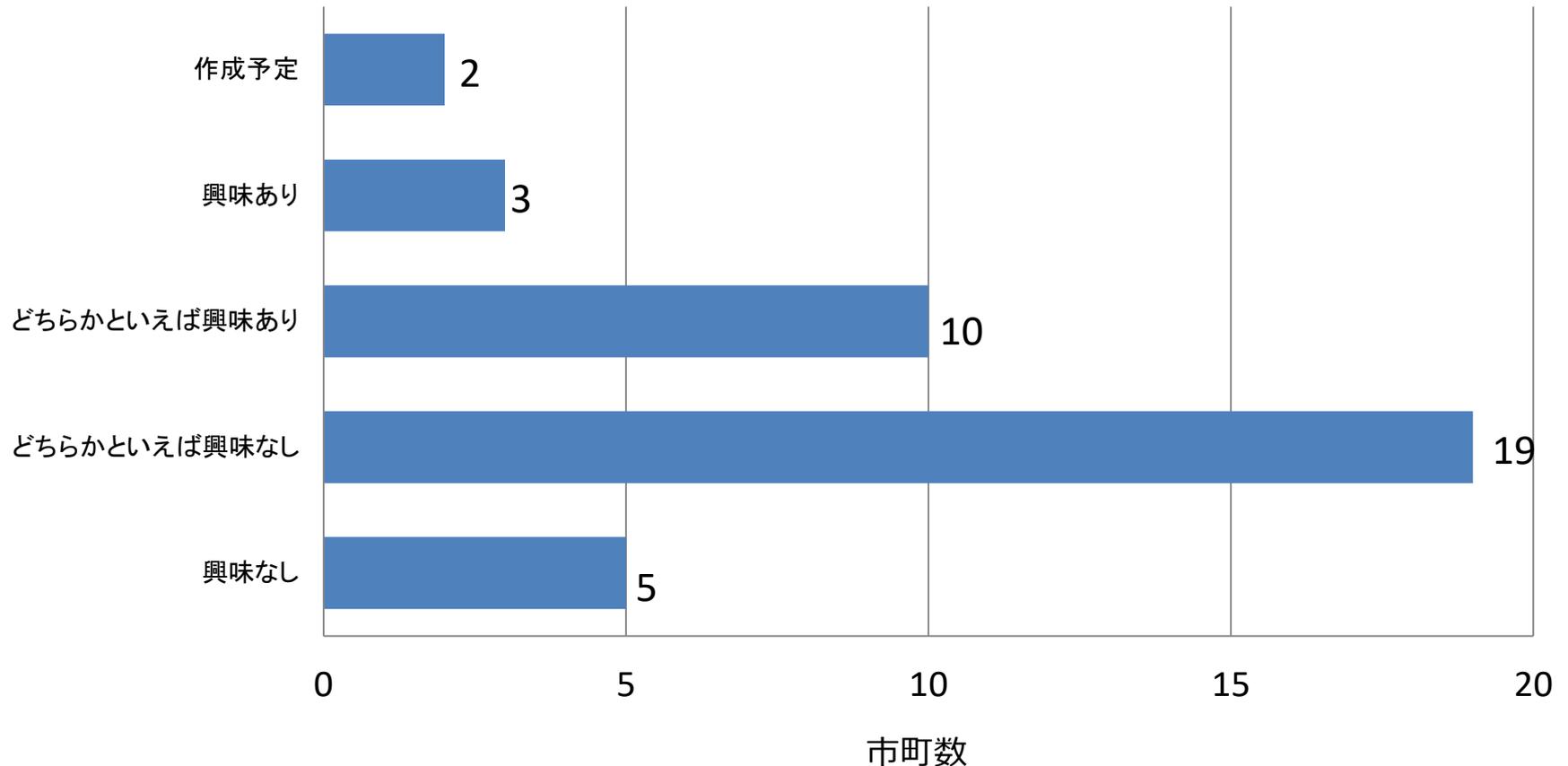
【貝塚市】（基本構想作成予定）旧法1地区

- JR西日本阪和線東貝塚駅で基本構想作成に向けて検討する。
- 駅周辺では生活関連施設も少なく、道路特定事業も限られる可能性あり。
- 協議会の立ち上げに時間がかかる可能性あり。
- EV設置については起債を活用したい。

市町村のマスタープラン（移動等円滑化促進方針）策定意向

- 2市でマスタープラン策定予定。
- 13市町がマスタープランに興味持つ。

移動等円滑化方針の作成に対する意見



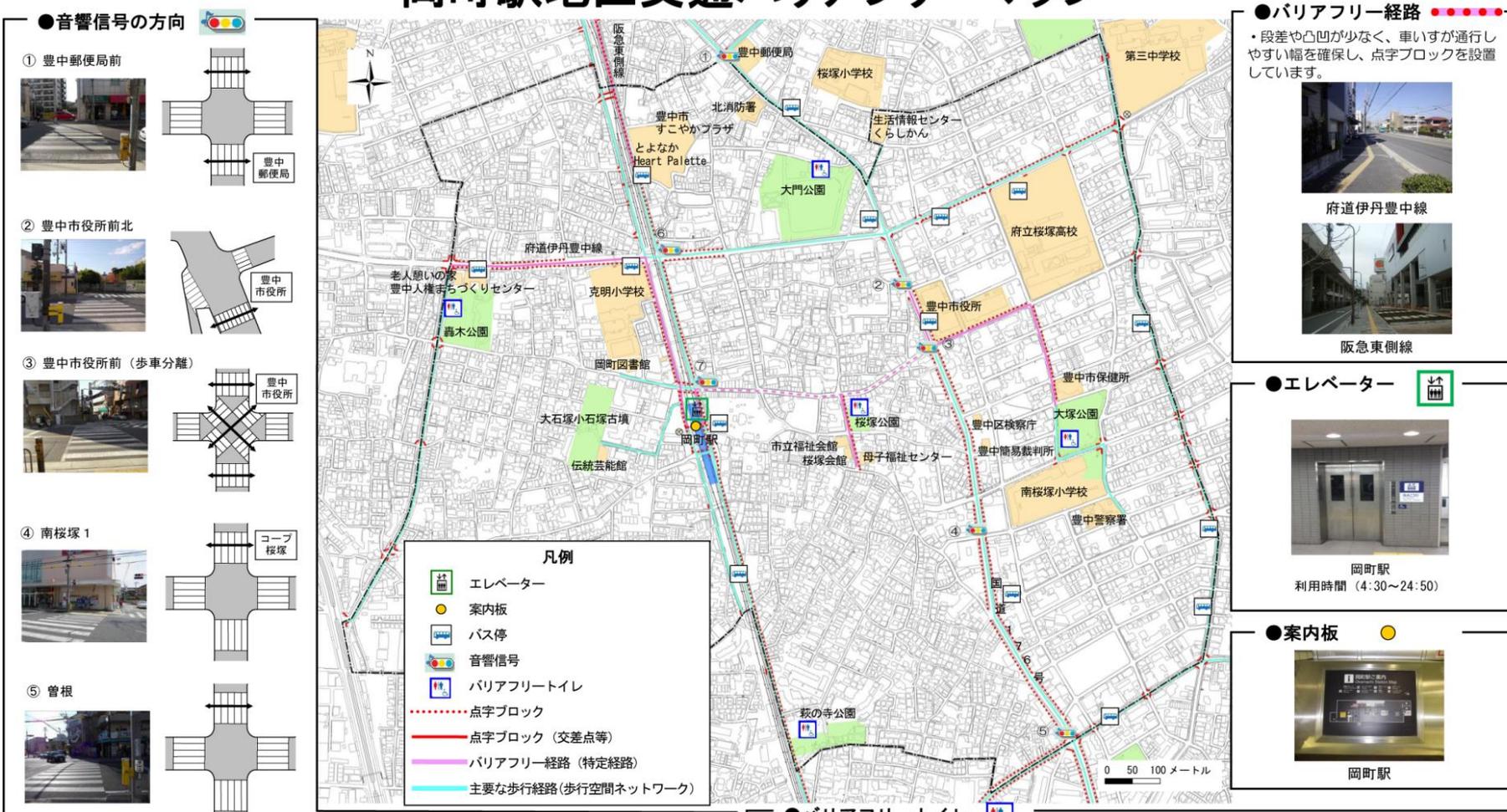
【参考2】 新たな取組み事例 1

□ 特定事業の進捗状況等をバリアフリーマップで公表【豊中市】

- 高齢者や障がいのある方が、安心して外出できるように、豊中市内の各駅周辺の交通に関するバリアフリー施設の情報をホームページに掲載。（10地区）

岡町駅地区交通バリアフリーマップ

平成30年9月現在



新たな取組事例 2

□ 鉄道駅を含まない基本構想の事例【高槻市】

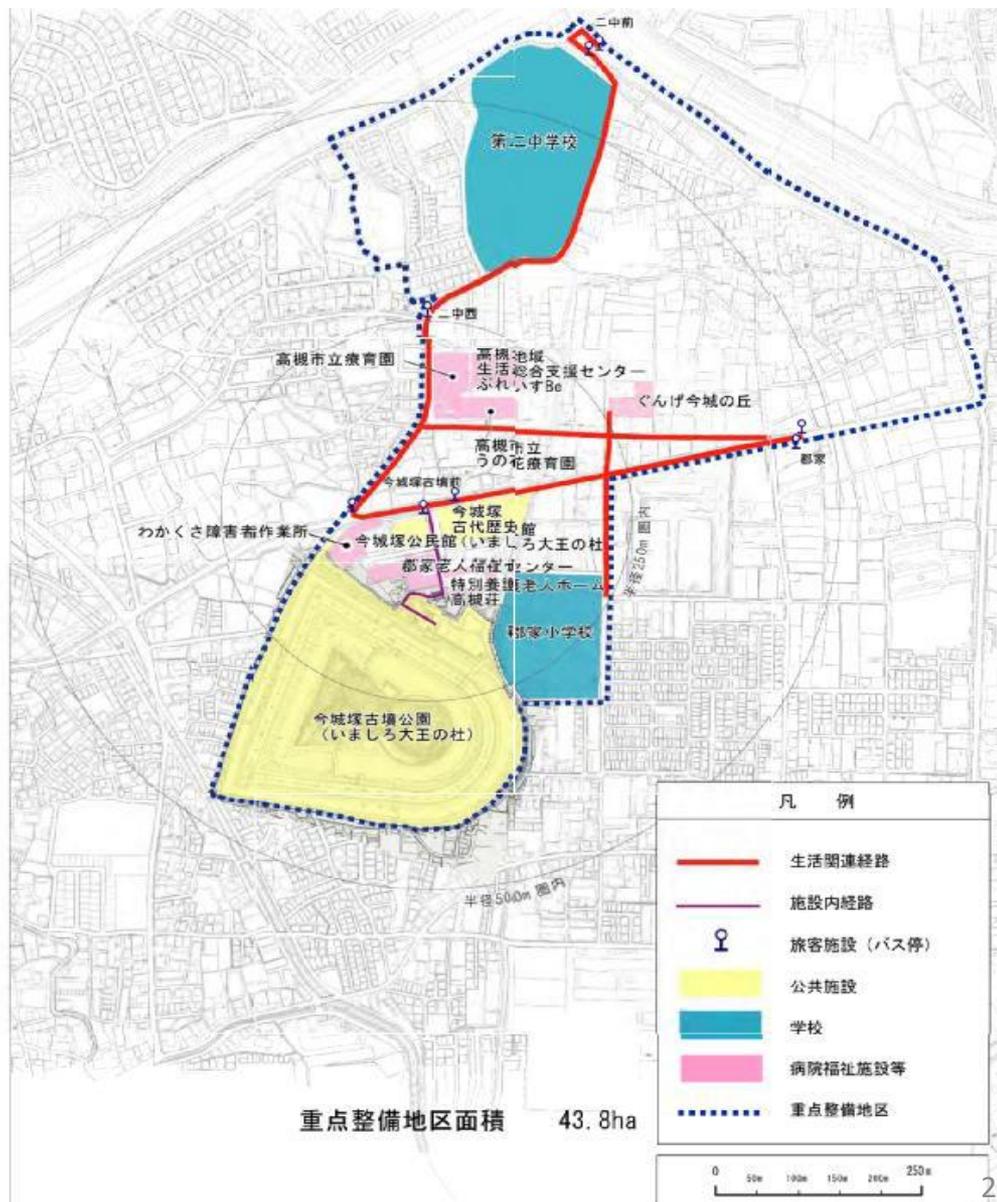
- 概ね2km 四方内に、高齢者、障がい者等の施設や福祉施設等が集中。今城塚古墳公園、今城塚古代歴史館が設置され、市内の歴史・文化や緑の拠点の1つ。
- 本地区への移動はバス利用となり、バス停から各施設への移動経路の円滑化及び地区内に点在する福祉施設等を結ぶ安全な移動経路の確保が必要
- 施設や移動経路を連続的・一体的に整備することにより、福祉エリアとしての機能向上を期待。

【道路特定事業】

歩道改善、視覚障がい者誘導ブロック設置、縁石改良等。

【建築物特定事業】

福祉施設や公民館等 1 2 施設を指定。車いす使用者用トイレへの改良、手すり設置、エレベーターのバリアフリー化等。



新たな取組事例 3

生活関連施設として、避難所を追加した事例【北海道 札幌市】

北18条地区

- 平成21年の基本構想策定時に実施したパブリックコメントの意見を参考に、**生活関連施設のひとつとして「避難所」を追加する見直し。**
- 「避難所」には、公園や広場などを指定した「一時避難場所」「広域避難場所」と、学校や地区の会館などを指定した「収容避難場所」があるが、**冬の災害や長時間の避難時にも対応できる「収容避難場所」を生活関連施設へ追加。**
- 「避難所」は、収容人数や他の生活関連施設の立地状況などを踏まえ、重点整備地区当たり1ヶ所以上指定。



——— : 主要な生活関連経路 (整備済/未整備)

——— : その他の生活関連経路 (整備済/未整備)

【参考3】 バリアフリー法改正の主要項目の条文

（移動等円滑化促進方針）【法第24条の2 第9項】基本構想は本条項を準用

都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針（基本構想は「重点整備地区」）の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（移動等円滑化促進方針の評価等）【第24条の3】

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

（市町村による情報の収集、整理及び提供）【第24条の7】基本構想は本条項を準用

第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときには、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

【参考3】 バリアフリー法改正の主要項目の条文

（施設設置管理者による市町村に対する情報提供）【第24条の8】基本構想は本条項を準用

公共交通事業者及び道路管理者は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令に定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

路外駐車場管理者等、公園管理者及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

（基本構想の評価等）【第25条の2】

市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

【参考4】用語の説明（1）

➤ 重点整備地区

生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区。基本方針では、原則として生活関連施設のうち旅客施設または官公庁施設、福祉施設等に該当するものが概ね3以上あることとしている。また、徒歩圏内の考え方の目安として、面積約400ha未満の地区としている。

➤ 生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などの施設。

➤ 生活関連経路

生活関連施設相互間の経路うち、訪れる人の利用頻度が高い経路及び歩行者通行量の多い経路を設定。

➤ 建築物特定事業

重点整備地区内にある生活関連施設において、バリアフリー化（出入口、エレベーター、トイレ等）の整備を行う事業。

➤ 公共交通特定事業

駅等の旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター、トイレ等）の整備や特定車両（路線バス、路面電車）の低床面化等を行う事業。

用語の説明（２）

➤ 道路特定事業

道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識）を設置又はバリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）を行う事業。

➤ 都市公園特定事業

都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設（通路、トイレ等）の整備を行う事業。

➤ 路外駐車場特定事業

路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など）の整備を行う事業。

➤ 交通安全特定事業

高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機（音響信号機）、横断歩道であることを示すための道路標識・表示等移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識・表示の設置を行う事業。